

食品安全委員会企画等専門調査会

(第22回) 議事録

1. 日時 平成29年11月29日(水) 14:00～16:48

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

(1) 専門委員の紹介

(2) 専門調査会の運営等

(3) 座長の選出

(4) 平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

(5) 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

(6) その他

4. 出席者

(専門委員)

川西座長、畝山専門委員、浦郷専門委員、大澤専門委員、鬼武専門委員、
神村専門委員、後藤専門委員、小西専門委員、迫専門委員、高岡専門委員、
道明専門委員、戸部専門委員、長田専門委員、春名専門委員、松本専門委員、
宮崎専門委員、両澤専門委員、渡邊和久専門委員、渡邊美幸専門委員、

(専門参考人)

唐木専門参考人、横田専門参考人、渡邊治雄専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、堀口委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、渡辺リスクコミュニケーション官、池
田評価情報分析官、橘評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

- 資料 1 - 3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 資料 1 - 4 平成29年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール
- 資料 2 平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）
- 資料 3 - 1 平成29年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）
- 資料 3 - 2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 3 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 3 - 4 「自ら評価」案件の実施状況について
- 資料 3 - 5 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補について（案）
- 資料 3 - 6 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補について（案）

6. 議事内容

○松原総務課長 ただいまから第22回「企画等専門調査会」を開催いたします。

事務局総務課長の松原と申します。座長が選出されるまでの間、議事を進行いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、このたび10月1日付けで専門委員の先生方の改選が行われました。本日は改選後の、最初の会合に当たります。

まず佐藤食品安全委員会委員長から御挨拶をお願いいたします。

○佐藤委員長 皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤でございます。

新任の方、また、再任の方もいらっしゃるわけなのですが、任期の切りかえということで一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

このたびは専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として、お礼を申し上げたいと思います。

既に安倍内閣総理大臣から、平成29年10月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと存じます。専門委員の皆様方が所属される調査会については、委員長が指名することになっておりますので、皆様方を企画等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

この企画等専門調査会は、ステークホルダーをはじめとする皆様方に食品安全委員会の全体の運営計画について御審議いただく専門調査会であり、重要な役割を担っております。これに加えて企画等専門調査会においては、運営計画のフォローアップ、委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の選定、リスクコミュニケーションや緊急時対応のあり方など、

幅広い事項について御審議いただく予定であります。

食のグローバル化が進む中、食品の安全については国の内外を問わず強い関心が寄せられております。専門委員の仕事は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものと考えてございます。

先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく活発な御議論をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○松原総務課長 ありがとうございます。

次に、席上に配付してございます資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は11点でございます。

資料1-1が「食品安全委員会専門調査会等運営規程」、

資料1-2が「食品安全委員会における調査審議方法等について」、

資料1-3が「「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について」、

資料1-4が「平成29年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール」、

資料2が「平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）」、

資料3-1が「平成29年度自ら評価案件の決定までのフロー（案）」、

資料3-2が「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」、

資料3-3が「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」、

資料3-4が「「自ら評価」案件の実施状況について」、

資料3-5が「平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）」、

資料3-6が「＜平成29年度＞食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）」でございます。

不足の資料等ございますでしょうか。

それでは、議事に入ります。まず議事1の専門委員の専門委員の紹介についてでございます。

私から出席委員についてお名前を五十音順に紹介いたしますので、皆様一言ずつ自己紹介をお聞かせいただければと思います。

それでは、まず畝山専門委員でいらっしゃいます。

○畝山専門委員 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長の畝山です。

これまでも食品安全委員会とは業務をいろいろ協力してやっておりましたが、専門委員になるのは初めてですので、どうぞよろしくお願いたします。

○松原総務課長 よろしければ御着席のまま御発言いただけたらと思います。

次に浦郷専門委員でいらっしゃいます。

○浦郷専門委員 全国消費者団体連絡会の浦郷と申します。

今年5月に前任の河野から引き継いで事務局長となりました。食については消費者にとっては一番身近な問題だと思いますので、消費者の視点に立って発言していきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に大澤専門委員でいらっしゃいます。

○大澤専門委員 イトーヨーカ堂の大澤と申します。再任で委員をやらせていただきます。

皆さん御存じのようにイトーヨーカ堂は、スーパーでございます。今日もたくさんのお客様さんに御来店いただいていると思います。食品安全委員会は専門的で科学的なことが非常に多いわけなのでございますが、それをB to Cの企業にいる立場から何が求められていて、何が知りたくて、どう伝えたらどのように伝わるのかというところを、この委員会を通じて考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に鬼武専門委員でいらっしゃいます。

○鬼武専門委員 再任されました日本生協連の品質保証本部の鬼武です。

食品安全委員会の中でいろいろ勉強していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に神村専門委員でいらっしゃいます。

○神村専門委員 再任をいただきました神村と申します。

山形県から参りました。内科医と産業医と、今年度より地元の農協の理事を務めております。医療のほかの分野とのつなぐ役割を主に担っていると自負しております。よろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に川西専門委員でいらっしゃいます。

○川西専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の川西と申します。

この専門調査会は3期目になるかと思えます。

食品安全委員会に来るのは慣れていただいていたのですが、職場が今、移転をしてい

て、畝山さんはまだ移っていないのですけれども、この委員会に久しぶりに来て、新しい道を通ったら非常にハードで、そのTBSのスタジオのところから最後の階段で遭難するような気分になって、ハードな委員会だなと再度認識をしているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○松原総務課長 次に後藤専門委員でいらっしゃいます。

○後藤専門委員 今回より初めて参加させていただきますサントリーの後藤と申します。

私どもは皆様に安全・安心な製品をお届けできるように日々頑張っておりますけれども、そういったメーカーの立場から今回、参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○松原総務課長 次に小西専門委員でいらっしゃいます。

○小西専門委員 再任いただきました小西と申します。

雪印メグミルクで研究開発と品質保証の担当をしております。食品安全委員会は科学的、客観的に食品の健康影響評価を実施していただいて、情報発信をしているとても大切な機関だと思っています。消費者の方々やフードチェーンに携わる者にとっては本当に信頼をしている、頼りにしている機関だと思っています。その食品安全委員会の重要な役割の一端に携われることは、大変責任を持って受け止めております。少しでも責任を果たしたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○松原総務課長 次に迫専門委員でいらっしゃいます。

○迫専門委員 再任されました公益社団法人日本栄養士会専務理事の迫でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

日本栄養士会は、栄養士と管理栄養士から成る専門職能団体、5万人の会員が活動しております。会員の一人一人が消費者の方々、生活者の方々と直結する仕事をしておりますので、特にこの食品の問題を適切に、正しい情報をお届けするという役割の一端が担えるのではないかと考えております。この委員会でもまたいろいろな情報をいただき、また、御意見を申し上げ、そしてつないでいきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○松原総務課長 次に高岡専門委員でいらっしゃいます。

○高岡専門委員 一般社団法人日本フードサービス協会の副会長をしております高岡と申

します。仕事のほうは日本料理屋の経営をしております。

この企画等専門委員会は3期目が過ぎたかなと記憶をしておりますけれども、毎回毎回、非常に難しい専門用語が飛んでおりまして、なかなか6年経っても理解するのに苦労しているところがございます。ただ、外食業界ということもありまして少しでも消費者に近い立場で、また、業界の中での立場でという形の発言ができればいいかなと思っておりますので、ぜひ今期もよろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に道明専門委員でいらっしゃいます。

○道明専門委員 ドーミョ薬局の道明です。

私は薬剤師でございますので、町の身近な、かかりつけ薬局の薬剤師として食の安全に関する意見をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に戸部専門委員でいらっしゃいます。

○戸部専門委員 NACSの戸部です。よろしくお願ひします。

今期も皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

前期の私の反省ということで、一度も意見交換会に行かなかったということで、情報が届いていても行かない消費者の代表ということだったので、今期は私の重点事項としては参加したくなる、また、必要とされる意見交換会というものになるように、ここで皆さんと一緒に考えたいと思っております。よろしくお願ひします。

○松原総務課長 次に長田専門委員でいらっしゃいます。

○長田専門委員 初めて参加させていただきました、全地婦連の長田と申します。

消費者の視点からの発言しかできませんけれども、一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○松原総務課長 次に春名専門委員でいらっしゃいます。

○春名専門委員 日本獣医師会から来ました春名と申します。

新任でございますので、皆様方の御指導を仰ぎながら少しでもお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○松原総務課長 次に松本専門委員でいらっしゃいます。

○松本専門委員 日本医師会の松本と申します。

診療科としては皮膚科と形成外科であり、産業医、社会医学系の専門医でございます。

日本医師会では産業保健、医師の働き方、保険医療、食品安全、救急医療、小児在宅、環境保健といったところを担当してございます。どうぞよろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に宮崎専門委員でいらっしゃいます。

○宮崎専門委員 JA全国女性組織協議会からまいりました、石川県に住んでおりますが宮崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は生産者でもございますけれども、消費者の立場でもございます。そういった点から一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に両澤専門委員でいらっしゃいます。

○両澤専門委員 長野県から参りました両澤と申します。よろしく願いいたします。

今までは長野県消費生活サポーター、また、食品安全委員会の食品安全モニターとして行政や消費者の会、生活協同組合に食の安全情報をお届けしてまいりました。そこで感じたことがたくさんありますので、またそんなことも意見として発言させていただきます。

また、小中学校の教員として学校現場で学校教育がとても大事ということを認識しております。教科書の食の安全に関する家庭科の教科書の記述はこれでいいのかなというところもずっと思ってまいりました。そんなことも発言させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に渡邊和久専門委員でいらっしゃいます。

○渡邊（和）専門委員 日本薬剤師会の渡邊と申します。引き続きよろしく願いいたします。

どうしても薬剤師といいますと、皆さんは調剤とか医薬品の供給だけと思われるかもしれませんが、我々はその他の薬事衛生、公衆衛生に係る業務も携わっております。ですから我々としてはどうしても口から入るものとか、皮膚に触れるものの原材料とか品質とか作用について非常に興味があるものですから、このような食品安全委員会におきましても何らかのお役に立てればなと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○松原総務課長 次に渡邊美幸専門委員でいらっしゃいます。

○渡邊（美）専門委員 公募委員の渡邊美幸です。

平成22年から28年まで食品安全モニターをしていました。

有意義な会となりますよう、私も何か意見を出していけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松原総務課長 ありがとうございます。

なお、本日は有田専門委員、有路専門委員、佐藤専門委員及び中村専門委員は所用のため御欠席と伺っております。

続きまして、本専門調査会は非常に多岐にわたる事項を調査審議することから、本日、3名の専門参考人に御出席いただきありがとうございます。お名前を五十音順に御紹介申し上げますので、一言ずつ自己紹介を頂けたらと思います。

まず唐木専門参考人でいらっしゃいます。

○唐木専門参考人 唐木でございます。

私は食品安全委員会発足のときからお手伝いをしておりまして、前回のこの会では退任の御挨拶をして、これですっきりとしたのかなと思いましたが、続けろということでございまして、また出席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松原総務課長 次に横田専門参考人でいらっしゃいます。

○横田専門参考人 横田です。所属はそこに書いてありますとおり、農薬工業会という農薬メーカーの団体で、担当としましては規制関係のところを担当している者です。食品安全委員会と農薬メーカーといいますと、新しく登録を取るための化合物をいろいろ評価していただいている関係もありますので、そういった観点からでも発言できればと思っています。よろしくお願いいたします。

○松原総務課長 次に渡邊専門参考人でいらっしゃいます。

○渡邊（治）専門参考人 渡邊です。

私も唐木先生と同じように、食品安全委員会に14～15年、顔を突っ込んでおると思うのですがけれども、微生物及び感染症の専門家という形でいろいろなコメントを申し上げたいと思います。

職場が前は戸山にいたのですがけれども、今は青山一丁目ですので、ここまで歩いて5分か10分ぐらいですので、散歩がてらちょうどいいのかなと思って、健康のためにも役立てたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松原総務課長 ありがとうございます。

それでは、次に先ほど佐藤委員長から御挨拶いただきましたけれども、本日は食品安全委員会からも5名の委員に出席いただいておりますので、お名前を私から御紹介申し上げます。

企画等専門調査会の主担当でもある佐藤委員長です。

委員長代理の山添委員です。

山本委員です。

吉田委員です。

堀口委員です。

最後に、事務局を御紹介いたします。

事務局長の川島です。

事務局次長の小平です。

評価第一課長の吉田です。

評価第二課長の吉岡です。

情報・勧告広報課長の箆島です。

リスクコミュニケーション官の渡辺です。

評価情報分析官の池田です。

評価調整官の橘です。

それでは、2番目の議事に入ります。

本日は改選後、初めての会合ということでございますので、本専門調査会の運営等について改めて御説明いたします。

資料1-1から1-4までを御覧くださいませ。

資料1-1でございますけれども、専門調査会等の運営に関する委員会決定でございます。

第2条第1項においては、専門調査会の名称及び担当は別表に掲げるとおりとされておりました、3ページの別表においては、当専門調査会は委員会の活動に関する年間計画、リスクコミュニケーションに関する事項、緊急時における対応のあり方等に関する事項を調査審議することとされております。

再び1ページの第2条第3項においては、専門調査会に座長を置き、専門調査会の座長は、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任されることとされてございます。

さらに、第2条第4項においては、専門調査会の座長は、当該専門調査会の事務を掌理することとされております。

5ページの資料1-2でございますけれども、委員会における調査審議方法等に関する委員会決定でございます。

1に掲げられているとおり、食品安全基本法第11条第3項において、委員会の中核的な事務の一つである食品健康影響評価が中立公正に行われなければならない旨が定められて

いることを踏まえまして、2（1）に掲げられているとおり、委員等は、特定企業から一定額以上の金品を得た場合などにおいては、原則として調査審議等に参加することができません。この取扱いを確実なものとするため、6ページの（2）以降においては、（1）に掲げる場合に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出いただくなどとされております。

9ページからの資料1－3は、この決定に基づき御提出いただいた確認書でございます。これらを確認したところ、先ほど申し上げた場合に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

当専門調査会におきましては、先ほど申し上げたとおり、委員会の活動に関する計画等を調査審議することとされていることから、先ほど申し上げた場合に該当することはまれだと存じますけれども、今後、記載に変更がある場合におきましては改めて届出を行っていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

35ページの資料1－4は、委員会において決定された平成29年度食品安全委員会運営計画から抜粋したもので、11月の今回会合においては、この計画の実施状況を御報告するとともに、委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について調査審議いただきます。平成30年1月の、今のところ29日を予定してございますけれども、次回会合においては平成30年度食品安全委員会運営計画について調査審議いただくとともに、今回会合における調査審議の進捗にもよりましてけれども、再び委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について調査審議いただきます。また、平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果について御報告するとともに、平成30年度の食品安全委員会緊急時対応訓練計画等についても調査審議いただきます。

以上のとおりでございます。何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、次の議事に入ります。議事3でございますけれども、座長の選任についてでございます。

座長の選任につきましては、先ほど申し上げましたとおり、専門委員の互選によるとされてございます。どなたか御推薦はありますでしょうか。

○渡邊（和）専門委員 前回より引き続きまして、食品安全の専門調査会におきまして深い見識と専門であります国立医薬品食品衛生研究所所長の川西徹先生に、ぜひとも引き続きお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鬼武専門委員 日本生協連の鬼武です。

私も食品衛生全体について詳しい国立医薬品食品衛生研究所の川西先生を御推薦いただければと思っております。

○松原総務課長 ありがとうございます。

ただ今、川西専門委員を座長にというお声がございましたけれども、御賛同いただけますでしょうか。御賛同の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

○松原総務課長 それでは、御賛同いただいたものと致しまして、座長に川西専門委員が選任されたことと致します。

川西専門委員、恐れ入りますが、座長席に移動いただけますでしょうか。

(川西専門委員、座長席へ移動)

○松原総務課長 早速ですけれども、川西座長から一言、御挨拶お願いできますでしょうか。

○川西座長 御指名にあずかりました、国立医薬品食品衛生研究所の川西と申します。

また、併せて温かいお言葉を心から感謝するところです。

先ほどの続きにもなるのですけれども、前の期に一緒になった方、あいつちよっと太ったぞと思われるかもしれませんが、実は移転の中で腰を痛めて、今、コルセットで背中を支えている状況であるということ。ただ、痛いのは背中だけですので、この審議の中では遠慮なしにいろいろ御発言いただければと思っていますので、活発な御討論をお願いしたいと思います。くだらない一言になりましたが、よろしく申し上げます。

○松原総務課長 ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、座長をお願いいたします。

○川西座長 それでは、本日の議事の中でまず4番目の議事、平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告についての審議を行いたいと思います。

まず事務局から資料の説明をお願いします。

○松原総務課長 事務局総務課でございます。

資料2の平成29年度食品安全委員会運営計画に沿って、これまで食品安全委員会がどのような活動を実施してきたかということについての中間報告となります。当課からは情報の発信等に関する部分を除く部分を御説明し、情報の発信等に関する部分については情報・勧告広報課から後ほど御説明申し上げます。

それでは、資料2に基づき御説明いたします。

運営事項の記載事項が左の欄に、11月20日までに実施した事項が中の欄に、今後の予定

が右の欄になります。時間の都合もございますので、11月20日までに実施した事項を中心に御説明申し上げます。

全体といたしましては、おおむね第1（1）に掲げられている事業運営方針にのっとり運営が行われたと考えております。

（2）のうち食品健康影響評価の着実な実施については、引き続き電子ジャーナル等の有効活用などにより効率的な情報の収集を行うとともに、委員会を29回、専門調査会を77回開催し、91件の評価依頼を受けるとともに、この件数を超える103件の評価を終了するなどしました。

また、六価クロムワーキンググループ、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ及び香料ワーキンググループを新たに開催することとしました。

さらに、物質の構造と活性との間に成り立つ構造活性相関等の利用について、評価技術企画ワーキンググループにおいて報告書が取りまとめられるとともに、有意な影響を及ぼす用量の信頼下限値を利用するベンチマークドーズ法についても、同ワーキンググループにおいて調査審議が開始されました。

リスクコミュニケーションについては、先ほど申し上げましたとおり、情報・勧告広報課から後ほど御説明申し上げます。

2 ページの研究・調査事業につきましては、引き続き、優先実施課題に基づき研究課題について公募を行いました。同様に外部有識者による評価実施体制の確保も行ってございます。海外への情報発信等については、引き続き、評価書の英訳等、様々な手段を用いて行ってございます。

また、関係機関とは、欧州食品安全機関の長官等を迎え定期会合を実施するなど、連携を着実に推進しております。

3 ページの緊急時対応については、訓練計画に基づき実務研修を実施するなどしています。

第2（1）「委員会会合」については、先ほど申し上げたとおり、29回開催してございます。

また、これらの会合については、大学生、大学院生及びインターンシップ生含む多様な方々に傍聴いただくなどしました。なお、後ほど掲げられているとおり、これらの学生等に対しては、併せて食品の安全に関する基礎知識について講義を行うなどもしております。

（2）「企画等専門調査会」においては、第21回会合を6月9日に開催し、平成28年度食品安全委員会運営状況報告書案、後ほど調査審議をお願いする委員会が自ら行う評価の案件整理に関する進め方を取りまとめていただくなどしました。

（3）「食品健康影響評価に関する専門調査会等」については、農薬専門調査会を27回開催するなど、ワーキンググループを含め、合計で、4 ページのとおり、77回の会合を開催しました。

また、先ほど申し上げたとおり六価クロムワーキンググループ、アレルゲンを含む食品

に関するワーキンググループ及び香料ワーキンググループを新たに開催することとしました。

さらに、農薬専門調査会幹事会及び添加物専門調査会においては、専ら他の専門調査会に参加いただいていた専門委員にも御参加いただいた上で、調査審議を進めるなどしました。

(4)「委員会と専門調査会の連携」については、引き続き、委員が原則として全ての専門調査会に出席しました。

なお、評価技術企画ワーキンググループについては、先ほど申し上げたとおり、複数の専門調査会等に共通して関連する新たな評価手法について調査審議を行っていただくとともに、専らこれらの専門調査会等に参加いただいている専門委員の方々に対しても、傍聴を御案内するなどいたしました。

5 ページの(5)「リスク管理機関との連携」については、引き続き、食品安全行政に関する関係府省連絡会議、幹事会、リスクコミュニケーション担当者会議及びリスク情報担当者会議が開催されました。

(6)「事務局体制」についても、先ほど申し上げました新しい評価方法に関するものを始めといたしまして、引き続き所要の予算等を要求しております。

第3の1(1)「リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件」につきまして、これまでのリスク評価対象案件数は2,802件、これまでに評価が終了した案件数は2,439件です。先ほど申し上げたとおり、このうち今年度に評価依頼のあった案件は91件、今年度に評価が終了した案件は、これを超える103件となります。

(2)「企業からの申請」については、今年度に評価依頼があった案件は53件、今年度に評価を終了した案件は48件です。これらの評価については、委員会決定において評価依頼の説明を受けた日から1年以内に結果を通知するよう努めるものとされておりますけれども、今年度に評価を終了した案件については、全てこの標準処理期間内に結果を通知したこととなります。

6 ページ(3) 暫定基準が設定された農薬等の「いわゆるポジティブリスト対象品目」については、今年度に評価依頼があった案件は8件で、今年度に評価を終了した案件は、これを超える13件となります。

2「評価ガイドライン等」については、先ほど申し上げたとおり、新たに評価技術企画ワーキンググループを開催しているところです。

また、アレルギーを含む食品については、研究事業を活用し、評価指針のたたき台について検討を行うとともに、先ほど申し上げたとおり新たなワーキンググループを開催することとしたところです。

さらに、栄養成分関連添加物及び酵素について新しい評価指針を策定するとともに、加工助剤について既存の評価指針を改正いたしました。

加えて肝肥大の取扱いについて、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会

においても、生体の甲状腺に関する状態に着目するなどとする農薬専門調査会における取扱いと同様の取扱いを行う旨が申し合わされてございます。

3（1）いわゆる「自ら評価」案件の選定については、次の議事において御説明申し上げます。

7 ページ（2）「自ら評価」の実施のうち鉛についてはワーキンググループにおける調査審議に向けた準備を行っているところです。

また、アルミニウムについては、評価書案について意見等の募集を行っているところです。

さらに、フモニシンについては、評価書を取りまとめ、評価結果をリスク管理機関に対して通知しました。

加えて、アレルギーについては、先ほど申し上げたとおり、新たにワーキンググループを開催することとしております。また、研究事業を活用し、評価指針のたたき台を検討するとともに、調査事業を活用し、卵及び乳のアレルギーに関する知見を収集しているところでございます。

（3）「自ら評価の結果」については、フモニシンについて報道関係者を対象とした意見交換会の開催等を行ってございます。

また、狭義の「自ら評価」を行うとはされなかったものの、積極的に情報の提供及び収集を行うとされたカフェインについては、8 ページに掲げられているとおり、国際機関等を通じて情報の収集に努めるとともに、報道関係者を対象とした意見交換会、消費者団体との情報交換会、一般の方を対象とした勉強会等を通じて情報の提供を行いました。同様にリスク管理機関と連携し、情報の収集を行うとされたカンピロバクターについては、厚生労働省及び農林水産省と情報交換会を開催しました。

第4の1、「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況」については、9月に第21回調査の概要を委員会会合において報告するとともに、10月に第2回調査を開始したところです。これら調査の実施方法については、リスク管理機関による優先順位等を参考にしつつ、見直しを行ってございます。

2の「食品安全モニター」については、随時報告の概要を7月25日の委員会会合に報告してございます。

第5の1（1）「食品健康影響評価技術研究課題の選定」については、先ほど申し上げたとおり、優先実施課題を取りまとめるとともに公募を開始しました。

公募については、引き続き多様な機関に所属する研究者が参画できるよう発表を行うとともに、関係者に対して内容を周知しております。

9 ページの（2）「平成28年度に終了した研究課題の事後評価」については、7月14日の研究・調査企画会議事後評価部会において実施し、結果については、9月9日の委員会会合において報告した上、主任研究者に対して通知するとともに、公表を行いました。

また、研究成果については、報告書を公表するとともに、一部の課題については発表会

を開催したり、専門調査会に併せて報告を行っていただいたりしてございます。

(3)「平成29年度に実施する研究課題の中間評価」については、10月末現在における研究の進捗状況に関する中間報告書を取りまとめました。

(4)「実地指導」については、6課題の経理事務担当者に対して行っております。

(5)「関係府省との連携」については、引き続き優先実施課題を取りまとめるに当たり、情報の交換を行うとともに、公募の開始等に関する情報の提供を行いました。

10ページの2(1)「食品安全確保総合調査対象課題の選定」については、先ほど申し上げたとおり、研究・調査企画会議事前・中間評価部会において優先実施課題を取りまとめるとともに、委員会会合において決定を行いました。

(2)「食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開」については、引き続き、実施計画を委員会のウェブサイトにおいて公開するなどしてございます。

第6、「リスクコミュニケーション」については、先ほど申し上げたとおり、後ほど情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

13ページの第7、「緊急事態への対処」については、御案内のとおり、大規模な事態は発生してございませんけれども、2に掲げられているとおり、電話連絡網等の見直しを行うとともに、3に掲げられているとおり、実務研修を実施してございます。

14ページの第8、「食品の安全性の確保に関する情報」については、引き続き、最新の情報を関係者に対して毎日配布するとともに、隔週報を関係者及び国民に対して提供してございます。

また、国立医薬品食品衛生研究所と情報を共有するとともに、先ほど申し上げたとおり、リスク情報担当者会議等を通じて協議を行いました。

さらに、専門委員の連絡先を確認したり、日本医師会、日本薬剤師会、日本獣医師会、日本栄養士会等に対して季刊誌を配布したりするなどして、ネットワークの確保に努めてございます。

第9(1)「国際会議等」については、JECFAやJMPR等に加えまして、オーストラリアにおいて開催されたアレルギーに関するシンポジウム、15ページのデンマーク獣医食品局等との意見交換、ブラジルにおいて開催されたレギュラトリーサイエンスに関する会議、マレーシア等において開催された農薬に関するワークショップ、中国において開催された食品の安全等に関する会合に委員等の派遣を行ってございます。

16ページ(2)「海外研究者等の招へい」につきましては、欧州食品安全機関、ドイツ連邦リスク評価研究所、フランス食品環境労働安全衛生庁及び東南アジア諸国連合リスク評価センターから招へいを行い、食品の安全に関する国際協力について御講演いただいたり、パネルディスカッションに御参画いただいたりしてございます。

(3)「海外の食品安全機関等」とは、先ほど申し上げたとおり国際会議等に委員を派遣したのに加え、16ページに掲げられているとおり、引き続き、食品中の化学物質の安全性に関するリエゾングループ及び食品中の微生物の安全性に関するリエゾングループに参加

するとともに、中国において開催されたリスクコミュニケーションに関するリエゾングループの第1回会合に参加するなどしてございます。

(4)「海外への情報発信」については、食品健康影響評価の概要等に加え、いわゆる企業審査品目の評価に係る標準処理期間等の英訳なども行ってございます。

また、引き続き委員会の英文ジャーナルについてJ-STAGEに掲載するなどしてございます。

以上でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、情報の発信等につきましては、情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

○箴島情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の箴島でございます。

ただいまからリスクコミュニケーション関係につきまして、説明をさせていただきます。

お手元の資料のすぐ下に、29年度食品安全委員会運営計画実施状況の中間報告参考資料というものがあるかと思えます。こちらを使って説明させていただきます。参考4ですので、11ページをお開きいただけますでしょうか。情報発信、意見交換会等の現状というタイトルでございます。

1枚おめくりいただきまして、トータルページで13、右下に1と書いてあるものでございます。まずここでは、さまざまな手段を通じた情報の発信についてご説明しますというものでございます。枠内につきましては、上の2つが現状、3番目につきましては課題と考えられるものを記載してございます。

食品安全委員会は、各種メディアを通じて情報発信を行っております。まず1番として、季刊誌を中心とした紙媒体。ホームページ、Facebook、ブログ及びメールマガジンを通じたネット媒体を通じたもの。また、意見交換会等を通じた直接対話により実施しているところです。特にこのFacebookにつきましては、5月に投稿指針を定めまして機動的な対応を含めた各種記事の配信に努めているところでございます。具体的にはリスクコミュニケーション官をトップとしまして、担当の技術参与を置くという形で対応しております。

枠外、右下をごらんいただけますでしょうか。Facebookの記事数、閲覧者数の推移でございまして、29年度、半期分でございますが、かなりの閲覧者数になっていることがおわかりいただけるかと思えます。

また、枠の中に戻っていただきますが、2番目でございます。視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法としまして、新たに公式YouTubeを立ち上げて動画配信を開始させたところでございます。これは下の写真のところでございます。まだ始めたばかりですので、本日具体的にどのくらいのアクセスというものを御報告できないことを御容赦いただければと思えます。

また枠に戻っていただきまして3番目でございます。課題として考えられる内容としまして、今後はより効果的・効率的かつ一貫した情報発信を行うため、媒体の特性に応じたコンテンツを作成する必要があると思っております。特に季刊誌につきましては紙媒体によ

る情報発信を希望する方のニーズに合った記事となりますよう、配布対象でありますとか配布先を明確にして、それに合わせた記事を作成する必要があるのではないかと考えてございます。

枠の下でございますけれども、左下が季刊誌の主な記事の内容、その下がeメールマガジンの登録者数、右上の記事数・閲覧者数は先ほど御説明申し上げたとおりです。その下がFacebookの記事の事例ということで、健康被害案件の機動的な対応、季節性、食中毒等の注意喚起の問題、科学的知識の普及ということで主な閲覧者数とか投稿記事の内容を示させていただいておりますけれども、概しまして食中毒関係の御関心が高いと思っております。

おめぐりいただきまして、右下のページでは2ページ目でございます。これは意見交換会、リスクコミュニケーションの関係でございます。食品安全委員会が行いますリスクコミュニケーションにつきましては、重点対象が定められております。ここで学校教育関係者と書いておりますけれども、学校の栄養教諭でありますとか、学校栄養士の方々を対象にして意見交換会を行っております。その意見交換会ですけれども、まず地方公共団体との共催による研修会という形で行うもの、地方公共団体等の主催による学校給食や栄養教諭の研修会への講師派遣という形で行うもの、それから、学校教育関係者が活用できる教材づくりということで対応しているところでございます。

学校教育関係者以外を対象とするものが2番目ございまして、地方公共団体等からの要望に応じた講師派遣、初となりますが、消費者庁と連携した子ども霞が関デーへの参加、消費者庁等の関係省庁、これは厚生労働省や農林水産省を指しておりますけれども、そこと連携した意見交換会などを開催しているところでございます。

学校教育関係者との意見交換会についての課題と思われる点でございますけれども、より波及効果を高めるために、地方公共団体等が意見交換会を実施しやすい仕組みづくり、保護者等への情報の伝え方までを含めた説明内容、現場で活用しやすい教材の作成、提供というものが必要だろうということで、この検討を行っていかうと考えているところでございます。

枠外でございます。左下がこれまで実施しました研修会の開催状況でございます。その下が意見交換会の後の状況です。意見交換会を踏まえてどのような対応をとっていただいているのかというアンケートをとってございます。

右上の表につきましては、講師派遣の関係のものをまとめております。

その下が、科学の目で見ると食品安全。これは中学校の技術・家庭科の副教材となり得るようという観点からつくっているもので、この改定を行っています。

続きまして、右下の3ページになります。食品の安全に関する科学的な知識の普及啓発でございます。従来より食品安全委員会は、リスクアナリシス連続講座というものを開催しておりました。これは食品健康影響評価を御理解いただくためには、ある程度の科学的な基礎知識も要するということから、その科学的基礎知識の普及という観点から、講座形式

で実施していたものでございます。ところが、参加者のアンケート結果を見ましたところ、詳しく知りたいという方と、基本的なこと、基礎的なものをもっと知りたいという多様なニーズがあることがわかりました。しかしながら、この講座1つだけでは多様なニーズに対応することが難しいことから「精講：食品健康影響評価」、これは①でございますけれども、ここは詳しく知りたいという方を対象としたもの。それから、2番目に「みんなのための食品安全勉強会」、これは食品の安全に係る科学的基礎知識について広く知りたいという方を対象とするものを分けて実施しております。

これは本年度初めて実施しておりますので、各講座に見合った運営方法や講座内容等を検討していく必要があると思っております。それを精査しまして次年度、よりよいものとしていきたいと考えてございます。

枠外でございます。左下がまず29年度の「精講：食品健康影響評価」の概要ということで、アクリルアミドの食品健康影響評価を中心に1回目は7月31日、2回目を12月11日に予定しております。その結果は、すぐ横の円グラフでお示ししてございます。

左下が「みんなのための食品安全勉強会」について、食品安全の基本とカフェインの安全性及びコーヒーについてという2つのテーマで、第1回目を11月13日に実施し、第2回目を12月7日に実施する予定でございます。この東京につきましては100名程度の募集人数なのですが、希望者が180名を超えているような状況でございますので、もう一回、年度内に開催できないかということで調整を行っている状況でございます。

続きまして、右下の4ページになりますけれども、ここは参考となりますが、カフェインに関する情報発信の強化というものでございます。先ほど総務課長から説明がありましたが、平成28年度の「自ら評価」案件とはされなかったもののうち、積極的に情報収集、情報提供を行うというものにカフェインが位置付けされましたことから、集中的な情報発信を行う取組を、今回初めて取り組んでいるものでございます。

具体的な情報発信としましては、①としましてファクトシートの改訂を視野に国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を通じて情報を収集しております。このファクトシートにつきましては、年内の改訂を想定しながら鋭意作業を行っているところでございます。

2番目は季刊誌です。これは左下に大きく写っておりますけれども、平成29年7月号におきまして特集記事を掲載しております。それから、Facebook等で海外の情報の提供、また、報道関係者との意見交換会、消費者団体との意見交換会及び先ほど説明しました「みんなのための食品安全勉強会」におきまして、カフェインをテーマとした意見交換会を実施するなど、このような集中的な取組を現在、行っているところでございます。

右下を見ていただきますと、報道関係者との意見交換会でございますけれども、その内容が新聞にも取り上げられている状況でございます。

5ページ、関係機関・団体との連携体制の構築でございます。ここでは関係機関・団体としまして、まずマスコミ等の関係者に対する食品安全に係る知識の普及活動としまして、

報道関係者との意見交換会、数カ月に1回、開催しているのですが、それをまず行っています。ここにつきましては意見交換会の形式を出席者がより意見交換会に参加しやすい方式に変更しつつあるところでございますけれども、まだ問題点等が想定されますので、精査した上、より参加しやすく理解しやすいような形に変えていきたいと考えてございます。

2番目でございます。関係職能団体との連携強化を図る観点から、食品産業センター、日本栄養士会、日本医師会との意見交換を実施しております。日本栄養士会につきましては、現場の栄養士の声を踏まえまして食品安全委員会から情報提供をさせていただいております。

課題としましては、今後、各関係職能団体の要望を踏まえまして、共催での意見交換会や講師派遣など、さらなる連携強化を進めていく必要があると考えております。

その下でございます。マスコミとの意見交換会の開催状況、直近5回です。このフモニシンは11月22日に開催しましたので、ここには具体的な話が書き込めておりません。その下に意見交換会の満足度、理解度と書いておりますけれども、カフェインまで記載しています。

右でございますけれども、日本栄養士会ウェブサイトでの情報提供ということで、ジャガイモによる食中毒、原因と対処法というものを掲載いただいております。

その下が食品産業センターウェブサイトでの情報提供の状況でございます。

6ページ、学術団体の連携ということで、学術関係者との一層の連携強化を図ることから、平成29年度より①、②ということの工夫を行っております。具体的に申しますとブース展示を行う学会につきましては、食品安全委員会の委員の講演やポスター発表をセットで実施するとともに、学会の参加者が食品安全委員会のブース展示に興味を持っていただけるよう、一律の内容ではなくて学会の専門性に応じた展示を行うことを試みております。

2番目の○でございます。平成30年1月に開催予定の日本毒性病理学会とは、学会とは初となります共催での市民公開講座を実施することとしてございます。

今年度のブース展示結果を踏まえまして、展示内容を改善するとともに、ブース展示以外の連携がないか検討したいと考えてございます。

枠外でございます。左でございますけれども、28年度のブース展示の状況、その下が29年度の展示状況でございますので、改善を試みているのはおわかりいただけるかと思えます。

最後のページになりますけれども、7ページでございます。本年度初の試みでございますが、参考として御紹介させていただきます。デルファイ法を活用した試行的調査の実施状況でございます。

一番最初の○でございます。食品安全分野におけるリスクコミュニケーションを行う事項として、優先順位の高い事項を明らかにするため、欧州食品安全機関（EFSA）でも研究されておりますデルファイ法を活用した試行的調査を実施しております。リスクコミュニ

ケーションにつきましてはどのようなテーマで実施していくのが適切かというのが常に課題となってまいりますので、ここではデルファイ法を活用して優先順位を探ろうというのがこの趣旨でございます。

どういう者を対象にして、どういうやり方をしたかということが枠外ですけれども、調査結果のところを見ていただきますと、まずブルーのところでは食品安全委員会の専門委員26名、緑のところ、食品安全モニター25名、地方公共団体の食品安全担当部局の担当者29名を対象としまして、一番下のところを見ていただきたいのですが、ラウンド1、2、3とありますように3回アンケートを実施しまして、意見集約を試みたところでございます。また、枠内に戻っていただきますと、調査の結果でございますが、優先順位が高いと考えられたものとしてリスクアナリシスの基本・概念、食中毒、いわゆる健康食品等が読み取れるのではないかと考えております。

今後も引き続き場面・対象者に応じまして、これらの項目を適切に組み合わせまして、参加者がリスクコミュニケーションのテーマや内容について科学的知見に基づいてリスクを考え、伝えていくことができるように工夫していきたいと考えているところでございます。

雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料2と参考資料11ページ以降の説明内容あるいは資料の内容について、何か質問あるいは御意見、コメントがございましたらお願いします。いかがでしょうか。

リスクコミュニケーションのところなどは随分と充実しつつあって、いろいろ感心して聞かせていただきましたけれども、とはいえ何もないということはないと思いますが、いかがでしょうか。

では浦郷さんから。

○浦郷専門委員 ワーキンググループのことをお伺いしたいと思います。29年度のところで新たに3つワーキンググループを立ち上げたというところで、これをまず最初に見たときに、アレルギーというのはいつも話題になっているものですし、香料も最近、話題になっているかなと思うのですが、六価クロムというのがなぜ今なのかなと感じたものなので、この3つのワーキンググループがそれぞれ立ち上がった経過を教えてくださいたいと思います。

○吉田評価第一課長 3つのワーキンググループが立ち上がった経緯について、簡単に御紹介させていただきます。

まず御指摘いただきました六価クロムのワーキンググループでございますけれども、こ

れについては、これまでも清涼飲料水の中にはいろいろな汚染物質がございますが、それについて厚生労働省から、それぞれの汚染物質のいわゆるリスク評価といいたししょうか、その要請を受けて、これまでもいろいろなものについて評価結果を終えていたところがございますけれども、実はこの六価クロムでありますとか、鉛でありますとか、そういったものについてまだ評価を終えていない状況でございます。それに対応するために、評価できない理由といいたしするのいろいろな情報とかが足りなかったということがございましたので、私どものほうでいろいろな情報を集めまして、それで六価クロムについては一定の情報が集まりましたので、それについて専門的に、集中的に御審議いただくために、六価クロムワーキンググループを6月に立ち上げて、今、鋭意検討を進めようとしているという状況でございます。

アレルギーにつきましては、いわゆるアレルギー対策基本法に基づきまして、「自ら評価」でアレルギーを含む食品の健康評価についても対応するという私どもの食品安全委員会の基本方針がございますので、それを受けて10月にこのワーキングを立ち上げて、これから検討をお願いしようとしているところでございます。

最後の香料でございますが、香料についての評価については従来は香料も御案内のとおり添加物の一種でございますので、これまではいろいろな毒性、安全性情報を中心とした添加物の一般的な評価法に基づいて評価をしておたわけでございますが、国際的には構造とか暴露量とか、そういったものを総合的に勘案するような新たな評価方法が既に国際的にも使われております。そういったような方法で評価できるような指針を食品安全委員会で策定いたしましたので、それに基づいてこれから恐らくそのデータが整ってくると考えておりますので、それについてまた集中的に御審議いただくために、このワーキングを立ち上げたといった形でございます。

○川西座長 よろしいでしょうか。

では、大澤専門委員、どうぞ。

○大澤専門委員 2ページの④の海外への情報発信及び関係機関との連携強化と、それに関連していると思うのですが、14ページの第9以降についてのお伺いです。計画上は、「海外への情報発信」と「関係機関の連携強化」なので、海外へ委員会の活動、日本の活動を知らしめていくことと、わかります。これにより関係機関との締結等で意見交換やら情報交換を通じていろいろな得られた情報が、おありだと思っておりますが、その中で一般的であり、広く情報を国内にも発信したほうが良い情報については国内に出されているのでしょうか。私も食品安全委員会のホームページを詳しく隅まで見ていないのですが、たしかホームページに、いろいろな海外情報を取りまとめた項目が、ありますけれども、そこに、その様な情報が入ってくると理解してよろしいのでしょうか。事業内容として海外への情報発信及び関係機関の連携強化ですので、海外へ日本のことをどんどん発信していくとい

うことなのですが、それを通じた海外の機関との連携強化で得られた情報があり、それを広く国内にも共有するのであれば、それも立派な事業だと思いますので、そういう事もつけ加えたほうがよろしいかなと思った次第です。

○川西座長 ありがとうございます。

何か事務局から今の御意見に対して。

○箴島情報・勧告広報課長 食品安全委員会のホームページには、日本語バージョンのみならず英語バージョンがございます。また、今お話がありました海外の情報につきましては隔週という形で海外のリスク評価機関とか、海外の研究所、大学の文献だとか、そういうものを集めてホームページに載せて情報提供することもやっております。また、海外の機関と協力協定を結んだ等の情報につきましても季刊誌に載せたりとか、Facebookで情報提供するなど、いろいろなツールを通じた情報提供に現在、取り組んでいるところでございますけれども、今御発言をいただきました部分も踏まえまして、より情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

鬼武専門委員、どうぞ。

○鬼武専門委員 2つあります。1つは意見です。

最初に総務課長から説明がございましたA3の横広の6ページで、この間、評価ガイドラインの策定ということで、微生物の評価ガイドラインから始まり、2003年食品安全委員会が設置されて以降、いろいろな形で各専門分野におけるリスク評価のガイドラインができたと理解しております。

それでこの間、重ねてお願いをしているのですが、せっかく今回のところでも動物用医薬品もしくは農薬専門調査会で個別のといいますか、かなり特別な部分での毒性評価の取扱いについては、ガイドラインというか目線合わせはできていると思う一方で、その評価上のところであります農薬の安全性評価なり動物用医薬品の安全性評価のガイドラインというのは、公式的には元の厚生労働省なり農林水産省の後を引き継いでいるという理解ではあるのですが、公式的に食品安全委員会でこういうガイドラインについても目標を持って設定していただくことが私は重要ではないかと思っておりますので、そこはぜひ御検討願いたいというのが1つ意見です。

もう一つ、質問があるのでございますけれども、別冊の箴島さんの説明のいろいろな形でリスクコミュニケーションをやっているということで、資料の中で学校関係の意見交換ということで、14ページの学校関係のところでお阪から兵庫までということで、ここの内容につい

て、一般的な食品安全なりということとかはわかるのですが、特段、結構この中で食品添加物というのが何回出てきているのかな。テーマとしては4回ぐらい出てきているのですけれども、これは食品安全委員会のほうが学校関係の方に知らせたいということでこうなったのか、むしろ学校関係が困っているということであったのか、このような背景を食中毒はわかるのですけれども、特に科学的ハザードとしてなぜ食品添加物が出てきているかということについて、御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○川西座長 では事務局からよろしく願いします。

○吉岡評価第二課長 鬼武専門委員から2点いただきまして、最初のことについてお答えをいたします。

より大きな評価指針のようなものをつくっていくべきだという御指摘でございます。実は平成21年のときに、そういうものをつくるということを食品安全委員会が平成15年にできて、6年ぐらいの見直しといたしますか、振り返りというものをやっております、そのときに添加物、農薬、動物用医薬品、飼料添加物についてやろうというふうになっております。それを受けまして添加物につきましては翌年度にでき、ぶら下がる形で3つほど昨年と今年でできております。

動物用医薬品につきましては、当時、専門調査会での検討を始めたところなのですが、長らく中断をしておりました。今年の11月8日の動物用医薬品専門調査会で再開をするということで、動物用医薬品の評価指針についてはできるだけ早いうちに作ろうということで、今、動き出したところでございますので、御指摘もございましたし、作るものはしっかりと作っていきたいと考えております。

○川西座長 どうぞ。

○吉田評価第一課長 もう一つ御指摘がございました農薬のほうでございますけれども、当然、農薬につきましても委員、御指摘のとおり包括的な評価ガイドラインを策定することが重要と認識しております。ただ、これまでは急性参照用量でありますとか肝肥大とか、そういうどちらかという個別事項の対応を優先させてきていただいた事情がございます。さはさりながら、農薬についても当然包括的なガイドラインの策定作業を取り込む必要があると思っております、現在の状況でございますけれども、まだ事務局レベルでございますが、添加物などの既存の指針を参考にして、事務局のほうでまず素案づくりに着手させていただいております。

また、それと並行いたしまして農薬の食品健康影響評価におきましては、実はイヌの慢性毒性試験をどうするのかという問題がございますので、そういったことについても並行して調査会で御議論をさせていただいております。そういったものも含め、総合的に農薬

の評価ガイドライン策定については、今後とも着実に進めてさせていただきたいと思っておりますので、そのように御理解いただければと思っております。

○川西座長 ではリスクコミュニケーションのほうを。

○箴島情報・勧告広報課長 14ページの学校教育関係者を対象とした研修会の開催状況の部分について御説明申し上げます。

このテーマにつきましては、地方公共団体、これは保健所を設置している144の都道府県、政令都市、市町村とネットワークを結んでおりまして、その方々から希望を募っております。今のところは提案方式で、このテーマでやってほしいということを踏まえてやってきております。学校教育関係者の方々については給食の時間だとか、あるいは授業がもしあればなのですけれども、児童の方々に基礎的な食中毒の予防であるとか、食品安全のことについて御説明いただくことを考えているのですが、それ以外に給食だよりにおきまして書いていただくことで、父兄の方々にも情報を伝えていただけることから、一般的な方々の御関心を含めてのテーマについて御要請があるのだと思います。と申しますのは、本来の対象が学校栄養士や管理栄養士の方々ですので、食品安全に関する基礎的なことは御理解なさっていると思われる。このため、私どもはいただいたテーマプラスアルファで、具体的に申しますと学校給食だよりのつくり方みたいなことを組み合わせながら、リスクコミュニケーションをやっているところでございます。

以上でございます。

○川西座長 ほかにございますか。どうぞ。

○両澤専門委員 鬼武専門委員に関連することなのですが、学校現場の情報提供に関してです。学校現場は非常に忙しくて、教える内容が豊富なところに教員自身がしっかりと内容を深めている、学習している時間がなかなかとれないという難しい状況です。その中で家庭科の教科書、私もひと通り全部見ているのですが、短い記述で、しかも内容がこれでもいいのかなというような点があります。そこら辺の点検をお願いしたいことと、教科書出版社や執筆者との意見交換なんかも必要ではないかと思えます。そして、教科書の内容に沿った家庭科教員との意見交換又はリスクコミュニケーション、情報提供が必要なのではないかと考えていますので、教科書の点検をぜひお願いしたいと思えます。

副教材の作成のお話がありました。私は情報提供しているときに食べ物について知っておきたいこと、それから、食品安全特集、これはとてもいいなと思って生協なんかでも情報提供してきたものですが、副教材として中学校、高校別にそれぞれ適したものをしっかりとつくっていただいて、教科書ではとても情報が間に合いませんので、副教材のほうでしっかりとした情報を提供していただきたいと思っております。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。

○箴島情報・勧告広報課長 御指摘いただきました点、事務局としてどこまでできるかというのは当然ありますけれども、まずは関係機関と相談するなり、実情どうなっているかを調べるなり、してみたいと思います。

先ほどお話がありました、また、14ページ目の資料にあります科学で見る食品安全につきましては、今のところ波及効果等を考えて中学校の技術・家庭科を念頭に置いております。このため、それ以外のところに対してどうしていくかということについては、マンパワーとの関係もございますので、少し時間をいただきたいと思っております。

○両澤専門委員 お願いいたします。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 つけ加えて、両澤専門委員、御自身の御経験を踏まえて御意見をいただきました、ありがとうございます。2年ほど前にも教科書のお話が出てきて、家庭科の教科書につきまして幾つか教科書を購入し、ここには書いていないのですけれども、中身を少しずつ点検していたところ、社会的問題として教科書会社さんが学校の先生にお金を渡していたというニュースになりましたので、点検するとともに文部科学省にお話に行ったりするのを少し静かにしておりましたところでは。

確かに例えば遺伝子組換え食品とか、遺伝子組換え農作物の遺伝子組換えという単語につきまして、「み」が書いてあったり書いていなかったりとか、実は統一的になっていないとかありましたので、文科省も落ち着いてくるだろうと思っておりますので、徐々にゆっくり、また、渡辺リスク官から時々文部科学省には連絡をとっていただいております、都度都度意見交換をしているところでございますので、まとまったことが御報告できるときには必ず御報告させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○川西座長 では松本委員、どうぞ。

○松本専門委員 リスクコミュニケーションのところでございますけれども、最後に渡していただきましたA4の7ページ目でございますが、試行的調査の実施状況のところにもありますが、調査の結果ですと上位、専門委員の場合には1位にいわゆる健康食品、食品安全モニターの25名の方の中でも4位にいわゆる健康食品が入っていて、この委員会でも以前から非常に関心度が高いところだと思います。

健康被害のデータをきちんと集めるということにもう少し力を入れていかないといけないと思いますので、例えば医師等に定点的なモニターをつくって全国から報告をしていただくとか、真剣に考えないといけないということが1つ。

もう一つは、いわゆる健康食品というネーミングをそろそろきちんと考え直すべきであり、健康食品というネーミング自体が非常によろしくないとは思っておりますので、厚労省マターとか、消費者庁マターというのはあると思いますけれども、この辺は国としてもう少ししっかりとした姿勢を持っていただきたいと思います。プエラリア・ミリフィカのような非常にエストロゲン活性の高いような食品が堂々と売られていることに対しては、かなり報道もされましたけれども、もう少しこの辺は縦割りにならずしっかり手を組んで、国として対策を立てていただきたいと思いますので、この辺についてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○川西座長 いかがでしょうか。

○箆島情報・勧告広報課長 ありがとうございます。2点お話をいただきました。

1点目の定点モニターなり随時の監視ということにつきましては、どういうやり方がいいか、御相談させていただければと思っております。私ども食品安全モニターを持っておりまして、間もなく次年度の募集を開始してまいりますけれども、そういうところに例えばお医者様に入っていただくというのもあり得るかもしれませんが、そういうやり方がいいのか。そうではなくてもっと普段から情報をいただけるような形、これは連携をどう図っていくのかということになると思いますけれども、そこを御相談させていただいたほうがいいのではないかとこの気もいたしますので、そこは繰り返しになりますが、御相談させていただければと思っております。

2点目につきましては、健康食品という名前がそもそも誤解を招いているのではないかとこの御指摘があることも承知しております。これにつきましては関係省庁と情報共有等しまして、ここをどのように考えていくのかがいいかについて検討等していきたいと思っております。

○松本専門委員 よろしくお願ひします。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○唐木専門参考人 1つ話題が戻ってしまうのですが、学校給食の話です。これは随分前、食品安全委員会ができたときからずっと問題になっているのですが、学校給食基準というものがある、そこに添加物が入っていない、あるいは少ない食品を選びなさいと書いて

あるのです。これが学校栄養士のバイブルになっていて、それで学校では添加物を悪者扱いするということが広がっていると聞いています。文科省ともその話を、私も随分学術会議を通じてやったのですが、文科省は審議会があって、その先生の御意見でつくっていますと言っている。確かにそういうシステムかもしれませんが、しかし、それは文科省だけで決めるのではなくて食品安全委員会なり厚労省もそうかもしれませんが、関係省庁がそういった基準の内容について意見を交換することをぜひやっていただきたいと思っております。それが1点。

健康食品の話は、確かに健康食品という名称は私もまずいと思いますけれども、食品衛生法の改正をやっていて、その中にたしか健康食品という名前が載るといような話も聞いたのですが、もしそうであればこの話は早くやらないと、食品衛生法で決まってしまうことになりますので、その辺もチェックをしていただきたいと思えます。

○川西座長　どうぞ。

○渡辺リスクコミュニケーション官　1点目の御質問といえますか、御意見に対してお答えさせていただきます。

学校給食衛生管理基準の中で、有害な添加物という言葉が使われております。私どもも学校研修会といえますか、こちらに行きまして会議の中の質疑のときには出ないのですが、終わった後に実は私たち、こういう管理基準があるんですよということで、困っておりますという相談を受けておりました。それで先日、実は文科省の初等中等教育課に伺いまして、そこに書かれている有害な添加物とは何を指すのかということで確認をさせていただきました。

文科省の答えますところによりますと、具体的に特定の物質を指しているものではなくて、例えば基準をオーバーしているといったような回収命令が出されるもの。それは学校給食関係者の方が情報をちゃんとチェックして、そういうものに載っているようなことがあったら使わないようにと、それをチェックしてくださいという趣旨ですという回答をいただきましたので、実は兵庫県で研修会を、11月20日に開催しておりますが、そこでも同じような話が出まして、そこでそのことを出席いただいた方に、ここの考え方というのはこういうチェックをしてくださいということなので、特定の物質を避けて選別するということではないですよということを伝えております。今後の食品添加物のリスクに関しましても同様のことで、関係者に周知してまいりたいと考えております。

○唐木専門参考人　そのお答えは文科省のマニュアルですとずっと同じ答えを私たちもいただいています。でも逆に言うと食品安全委員会がこれだけ一生懸命やっていて、世の中に流れている食品で危険な添加物が入った食品があるのですかということなのです。それが非常に一般的であれば、そういう注意書きが必要であるけれども、多分あれは戦後の危ない

ときにつくった条文であって、50年間同じ条文があるというのは現在の食品安全委員会の状況に合っていない。その基本的なところをお答えいただいて、すぐ引っ込むのではなくて、ぜひそこをもう一度、文科省とよくよくお話をさせていただきたいと思います。

○川西座長 何かございますか。

○渡辺リスクコミュニケーション官 引き続き粘り強く交渉してまいりたいと思います。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 それですぐは変わらない、向こうの御事情もあろうかと思うのですけれども、Facebookできちんと彼らがそう言っているということを私たちは伝えていこうかなと思っています。要するに解釈、文章がへたくそだったんだなと思っていますし、世間が文科省そんなこと言っているのというふうにみんなが思うようになってくれたら、それは変えてもらわないとしようがないなと思っていますので、Facebookを使いながら御質問が出たときには、それはこういう意味です。それはこういう意味ですと文科省が言っていますというのをずっと言っていこうと思っています。

○川西座長 あと、唐木先生の2つ目の御指摘で、厚労省の食品衛生法との関係ですけれども、これは食品衛生法の改正を1つ契機として、今、食品衛生法をめぐる話題でどんな話題があるかということを経験談会で10月、11月の2カ月、非常にタイトに議論した中で、「健康食品」に関しては、とりあえずその報告書では「いわゆる健康食品」という言葉に可能な限り置き換えました。健康食品という用語はまずいよねというのは1つ問題認識として共通化していますので、それが今後も健康食品が使われるということは恐らくないと思うのですけれども、では一体どういう言葉を使ったらいいのというのは、これまた恐らく難しい問題だと思えますが、その辺は厚労省、食品安全委員会、消費者庁も含めて一緒に情報を共有して適切な言葉を考えていくということなのだろうなと私は思っています。ですから厚労省の問題意識は、向こうもそういうことになっていますので、その部分は御安心ください。ただ、どういう結末を迎えるかはまだ見えていません。

ほかに、どうぞ。

○戸部専門委員 資料2の3ページのところで、委員会の運営全般ということで、委員会会合の開催の中で、真ん中の列で広く開かれた委員会会合に努めという部分なのですが、公衆衛生を学ぶ大学生、大学院生だとかインターンシップ生の傍聴があったということで、これはとてもいいことだと思うのです。食品安全委員会の日常の様子である委員会に、学生の方々に来ていただくというのはとてもいいことだと思います。今後も発展的に継続で

できればいいなと思っています。学生の方々に来ていただいた結果、何か資料のつくり方が変わったとか、議事をする際の言葉の説明とか、あるいは議題でのポイントになるところの説明や審議の仕方など傍聴者に対してわかるようにいうふうな工夫につながっていくと、とても双方向のいい取組なのかなと思いました。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

今、何か回答を求めていますか。御意見ということですが、ほかにございますか。どうぞ。

○高岡専門委員 確認なのですが、A4の一番最後の19ページですが、デルファイ法を活用した試行的調査の実施状況というので、多分デルファイ法というのは何かの統計学の話なのかなと思って、それは別にいいのですけれども、それによって専門委員、食品安全モニター、自治体でおのおの興味があるというのかな、優先順位が高いと思ったものを抽出したものと思うのですが、下の有効回答率なのですが、なぜ自治体の有効回答率がこんなに低いのかなと。逆に専門委員のところはラウンド2では100%の有効回答率があるにもかかわらず、なぜこんな大きい差が出るのかなというのは少し不思議だったものですから、もしその辺がおわかりになりましたらお願いします。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 調査の責任者なので回答します。

まずラウンド1は全くの自由回答になっております。なので選択するものではありません。ラウンド1でいただいた回答を分析いたしまして、それぞれの対象者が使っていた言葉を優先しまして、ラウンド2の質問紙をつくっています。そこに項目が出てきまして、その項目の名称が例えば専門委員で挙がっているリスクという概念、いわゆる健康食品、安全のコストと適切なリスク管理といったような言葉です。

それらについて、なぜそのようなことを重点課題としているのかというのをラウンド1で理由付けも聞いておりますので、その理由についても項目につけてラウンド2で示しております。その項目の中から例えば専門委員全体で80近く項目が挙がったりとか、安全モニターで50～60挙がった、自治体も40ぐらい挙がったりとか、それぞれの対象者で項目が違うのですけれども、そこで今度は優先順位1位から7位までをつけてくださいというところの調査がラウンド2になります。面倒くさくてラウンド2をつけなかったかもしれないのですけれども、一般的にアンケートとかの回収率につきましては、今、地方自治体で行われている回収率、30～50%というところを考えますと、80%以上、自治体の79%が80届かなかったのですけれども、80%以上あるということで、この結果としては信頼性は高

いのではないかと考えております。

ラウンド3につきましては、その優先順位をつけていただいたときに、第1位に挙げた項目につきましては7点、第2位6点、第3位5点という点数付けをしまして、総得点が高いものから順番に挙げていきます。もちろん全く得点しなかった項目もあるのですが、こういう順番で皆さんの意見が集約されたのですが、この順番でよろしいでしょうかと再度1位から7位までつけていただくという形でラウンド3を行っております。皆さん真面目にラウンド2を回答しなくてもラウンド3で回答してくださっている方もおりますので、徐々に減るというわけではないのですが、それぞれの対象者全てがラウンド1からラウンド3まできちんと、全部というわけではないですが、回答していただいたものになっております。

以上です。

○川西座長 では迫専門委員。

○迫専門委員 同じ7ページ、デルファイ法を活用した試行的調査というところで2点ほど御質問をさせていただきたいと思います。

1点は、試行的調査ということで、今後これを定期的に展開していく予定なのか、又はこの後、もう少し発展した形のものにしていくものなのかどうか。

2点目は、この調査の結果が非常に有効な結果が得られたとっております。専門委員、モニター、自治体と、そこに直接かかわる方々が今、一番緊急課題だと思っているものがリストアップされてきたのだろう。そうすると試行的調査と言っても、この結果を今後どう生かし、展開していくのか。特に個別的なケース、例えば食中毒であるとかいろいろ出ておりますけれども、健康食品も含めてですが、そういう内容というのは比較的コミュニケーションもとりやすいものだと思うのですが、リスクアナリシスの基本概念と総合的な内容、総括的な内容と言ってもいいかもしれないのですが、これをどのように展開していくのか。これを今後きちんと考えて進めていかないと、調査の意味が非常にもったいないのではないかと。基本的なところがまだ十分国民の中に理解されていないがために、極端な反応が起こってしまうことも多々ありますので、ここは今後急いで取り組んでいくべき内容ではないかとっております。この辺、何らかの計画がおありのようでしたら教えていただければと思います。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 現状から申しますと、今これは挙がってきたばかりなものですから、もう少し詳細な分析が要るのではないかとっております。例えば専門委員、食品安全モニター、自治体を比べていただくとおわかりになるのですが、安全モニター、

自治体で見ますと例えば食中毒関係ではカンピロバクターだとかノロウイルスというふう
に、個別のハザードという形になっているのですけれども、専門委員はもっと大きな概念
を捉えていらっしゃると思いますので、もう少し掘り下げてみたいと思っています。

もう一つございましたリスクの概念だとか、食品の安全のコストと適切なリスク管理で
あるとか、安全と安心の違いという部分につきましては、実は、学校教育関係者を対象と
した意見交換会の資料につきましては、2段階になっていまして、前半でこれらの内容に
触れていますので今のところ盛り込んでいる状況になっています。

ただ、この結果を踏まえてもう少し見直す点がないかについては考えたいと思ってお
りますし、健康食品についてはこれから関係省庁と連携のリスクコミュニケーションが始ま
るのですけれども、学校教育関係者を対象とした意見交換会のテーマとして要請は今のと
ころないのですが、対応できるようにしておかなくてはなりませんし、食中毒のテーマで
要請があったとしましても、健康食品について私どもがつくっておりますいわゆる健康食
品の19のメッセージの冊子を一緒に配布して、情報として提供させていただくとか、そう
いう工夫できるところから工夫をしていきたいと考えております。そういう意味では今、
現状で中期的に何をこうするか、次回はどうするみたいなことの計画まで至っているわ
けではないのですけれども、掘り下げを行うことで、リスクコミュニケーションにどのよ
うな内容を改善できるか、反映させることができるかというのを、検討している状況にな
っております。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 御意見ありがとうございます。

A3横長の12ページの右端の上のところなのですけれども、○が2つありまして、今後も
配信動画や教材の充実にも努めると記述されております。それで今、教材と一般的に言うも
のは、食品安全委員会ですら特に開発している状況ではないと認識しております。教材の紙媒
体とか、いわゆる動画とか、そういうものは大分整ってきていると思うのですけれども、
果たしてそれだけでいいのかというものと、教材の内容についてどういったものを挙げて
やっていかなければいけないのかというのを安全委員会が勝手に決めるわけにも、事務局
で勝手に決めるわけでもいけないので、そのときにどういった内容にするかというところ
で今、課長がおっしゃっていただきました内容を掘り下げた段階で、3つの調査についま
して参考にして、現場の方々が必要だと言ってくれている意見だと思っておりますの
で、考えていきたいと思っております。また、そのときには皆様方からも御意見等をいた
だくかと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

○小西専門委員 1点が意見、1点が質問でございます。

箆島課長から御報告、御説明いただいた情報発信については、昨年度の報告と比較しても取組は広がっていて、大変充実してきていると思います。情報発信は指標の1つは情報の到達度というか、どこまで届いていくかということだと思いますので、何らかの効果測定を用いて反映しながら、よりよいものにしていただきたいと思いますので大変期待をしているところです。よろしくをお願いします。

1点、質問なのですが、A3横の本編の8ページ、情報発信の観点から8ページの一番上の昨年度の「自ら評価」案件にはならなかったもののうちの1つのカフェインについては、随分と情報発信を進めていただいていることを実感しております。

同じく「自ら評価」案件にならなかったカンピロバクターについて、さまざまな議論がこの委員会でもなされたと思うのですが、関係省庁との情報交換会の中で何らかのコンセンサスとか、今後の取組の方向性とか、あるいは次回以降の情報交換の機会の設定などがなされているのかどうか。そのあたりの情報交換の状況について開示できる範囲で教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○吉岡評価第二課長 カンピロバクターにつきましては、昨年度、調査研究事業で海外の情報などを集めております。とりあえずは微生物の専門調査会におきまして、調査事業の結果をリスクプロファイルのほうに反映させようということで、今年度、作業を開始したところでございます。そういうことをやるに当たりましてはリスク管理機関にも来ていただいて、意見交換などを行っておりますので、そういうことで連携をしながらまずはリスクプロファイルの充実に努めたいと考えております。

○小西専門委員 回答ありがとうございます。食品としての評価の前段になる圃場というか、農場の管理も恐らく大きく関係してくる分野ではないかと思っておりますので、どうか進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○川西座長 どうぞ。

○吉岡評価第二課長 まさに先日、情報交換をしたのですがけれども、なかなか農家の方に御協力を今、非常にいただくのは難しい。特に鳥インフルエンザのこともありますので、まず農場に入ること自体が難しいということなので、サンプルを取るところは食鳥処理場になっています。それで厚生労働省も農林水産省も食品安全委員会もそれなりにデータは集めたりしているのですが、その食鳥処理場の結果はこうということは出のですが、それが本当に日本全体を表しているかとか、定性的にカンピロバクターが汚染しているところはわかるのですが、定量的にどうかとか、非常に難しい問題があるというところまでいっております。そこはもう少し調査の仕方をよく考えてしっかりやれば、もっと良

いものがとれるのではなかという御意見もいただいたりしておりますので、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○川西座長 道明専門委員、どうぞ。

○道明専門委員 いわゆる健康食品という名称ですが、言葉の問題というか、すごく効果がある、先ほど松本専門委員もおっしゃっていましたようなプエラリア・ミリフィカに関しましても、すごく女性的なスタイルになるとか、バストアップするとか、そのような文言で消費者がすごく飛びつきやすいような言葉を信じて購入するということがあります。

健康食品に関しましても、医薬品でしたら言葉の制限というものがございますので、そういうところ、少し何もかもそれで治るような、何もかもよくなるようなという形の言葉が使われているように思いますので、少し表現をある程度制限して、消費者にわかりやすいというのですごく誇大広告のようなものがテレビで宣伝されたりとかして、そのまま電話で注文して購入するところがございますので、少し考えていただきたいなというのがあります。中身にしてもいろいろな同様の商品に関しましても、定性的には成分としては入っているかもしれないですけども、定量的にはすごくばらつきがあるようにも思いますので、そういうところは少し食品という観点からでももう少し規制といいますか、そういうところも考えていただきたいなと思うのですが。

○川西座長 少しリスク管理側の問題のような気がしますが、どうぞ。

○吉岡評価第二課長 まさに座長が別のところでやられていた厚労省の検討会の中でもかなり問題として出たりしておりますけれども、まさに座長から言っていただいたように表示の話と、そういうものが御本人の申告であったりするためにどこまで科学的にきちんと押さえられるかとか、いろいろと課題がありまして、そういうところも含めて厚生労働省とは相談などを行っているところでございます。どこまで規制的にやれるのか。そうでないときにどのようにやるのかというのは、引き続き協力しながらやっていきたいと思っております。

○川西座長 関係省庁にまたがる健康食品という言葉自体がどうだろうかという議論をやっているところで、その辺も含めてということの御意見と承りました。

ほかに、鬼武専門委員どうぞ。

○鬼武専門委員 先ほどの7ページ、デルファイ法の活用ということについては、多分ヨーロッパのほうが去年からやっていて、あそこは200名ぐらいの人数の専門家に意見を聞いて、繰り返し聞いて、そこで今後の戦略みたいなところが出てきていましたので、日本も

食品安全委員会もそういう取組というのは、ぜひ継続的にやっていただきたいというのが1つであります。

継続的にやっていく中で、ここの中で見ていますと食品安全モニターのところ、安全モニターですから比較的食品安全性についての関心が高い方がいらっしゃるのですけれども、その中でリスク管理機関に関係するようないわゆる健康食品の話でありますとか、食品表示のことについてです。安全性にかかわる点及び品質などにかかわる消費者の選択に資するための2つの観点から食品表示法というのは既にできていまして、その中でアレルギー表示と機能性表示がそれぞれどのような目的で設定されているか消費者は十分に理解できていないということがこのモニターの調査結果から読み取れます。食品表示法における各項目の目的について正しく理解していただくようリスク管理機関にきちんと伝えていただきたい。昨今も新しく府令改正として食品表示法の一部改正されたわけですが、当該規制担当部門は府令改正の内容について認知度を50%上げたいということに言及されています。しかし、その前に現在2015年に制定された食品表示法には、例えば情報提供の手段である食品添加物であったり、安全性にかかわるアレルギーの表示であったり、食品の取扱いとして記載されている要冷蔵とか保存管理にかかわる表示だと思いますので、そういうことについてもぜひ伝えていただければというのが2つ目です。

もう一つは細かいことなのですけれども、1つ気になっているのは、いろいろ言葉の問題について言及がありましたけれども、「安心」ということも私は個人的にはあまり使いたくないので、どちらかというところ「信頼」といいますか、安全性を確保してそのうえで信頼関係を構築するという表現が正しいと認識しています。英語表記にはtrustとかreliableというのは信頼になる一方、安心という言葉は定義されておらずあまり使わないほうがいいのではないかと思います。以上、3点意見ですので、御検討いただければと思います。よろしくお祈りします。

○川西座長 何かコメントございますか。

○箴島情報・勧告広報課長 どうもありがとうございます。

リスクコミュニケーション関係になってしまうのですけれども、関係省庁4省庁と定期的な担当者会議を、やっておりますので、その中で食品安全モニターの5位の食品表示の関係についての認識について、情報提供してまいりたいと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

では今、手を挙げている方でそろそろと思うのですけれども、では渡邊委員。

○渡邊（和）専門委員 先ほど健康食品の健康被害の話が出ましたが、我々現場の薬局の話といたしますと、重篤な被害の場合は医師に紹介しますから医師会で事例は集積されて

いると思うのですけれども、その前の段階の場合、健康食品による疑いがあるような場合は、従来のものは保健所に言うのですが、それ以外の事例に関しまして、その情報を集めてどこへ持っていけばいいのかということで疑問に思うときがあるわけなのです。我々は結構現場でそういった事例を持っているものですから、それを効果的に収集できるような仕組みがあればなと一応思います。意見として出させていただきました。

○川西座長 何かございますか。

○吉岡評価第二課長 今回の件を踏まえて、厚生労働省から各自治体に情報収集のお願いをしておりましたので、それで多分、自治体から厚生労働省に上がるというルートは今回、1つできたのではないかと考えています。集まった段階で、それをどう分析して、どうやっていくかということが今後の課題かなと考えています。

○神村専門委員 日本医師会では健康食品関連の健康被害について、現場のドクターからの報告を集めているところではございますけれども、いろいろな検査データも伴って、それが明らかに健康食品に由来するのではないかという判断を下すように努めております。ただ、なかなか挙がらないので、もし薬剤師会あるいは医師会と連携して、ある程度の血液検査等も含めた上での報告が集積できればと考えているところでありますので、これを機会にそういう話を進められればと思いました。

○渡邊（和）専門委員 ぜひとも協力できるところは協力したいと思います。お願いします。

○川西座長 ありがとうございます。

あと浦郷専門委員。

○浦郷専門委員 リスクコミュニケーションのところではA4判の3ページのところです。リスクアナリシスの連続講座に変わって今回詳しく知りたいという人と、基礎知識を広くという人のために2通りの学習会をしたということで、どちらも応募で抽選しなければならぬほどの人が来たということでよかったですと思います。カフェインのほうは東京のほうがとても人数が多いということで、もう一度できないかとおっしゃっていましたが、ぜひやっていただきたいなと思います。

それから、ここに参加される方がどういう方が多いのかわかりませんが、私もカフェインについては消費者団体との意見交換会で学ばせていただきまして、摂り方によっては危険だということもよくわかりました。それでカフェインの中毒は若い人が多いので、ぜひこういう話を大学生に向け、大学などと連携してやっていただけないものかなという

ことを感じております。

5 ページ、A4の17ページになります。報道関係者との意見交換会というところなのですが、これは学習会というか発信というよりも意見交換という感じなのではないでしょうか。実は私も食衛法の改正の懇談会に出ておまして、そのところで報道関係の人がどれだけリスクを正しく理解しているかという話になったときに、委員の方で記者をしている方が、正しく理解していない記者のほうが多いのではないかと、添加物も遺伝子組換えも危険だと思っている人が多いのではないかと話をされました。マスコミの報道の仕方による影響はとても大きくて、その報道の仕方によってリスクが誤解されて伝わることもあるし、正しく伝わることもあると思うのです。ですから報道関係者に正しい知識を得てもらい、食に関係した記者だけでなく、広く報道関係者に対してそういう場を持っていただけたらなと感じました。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。幾つかございますが。

○箴島情報・勧告広報課長 「みんなのための食品安全勉強会」の第3回目につきまして、今、3月上旬で開催できないかということで諸調整に入っているところでございます。

どういう方が多いかにつきましては、現状では食品関係事業者の方々が多いようです。販売する側という立場ということでの御関心が高いように聞いております。

大学生の方々にもということにつきましては、ここはどのように集まっていたか、つまり募集のかけ方が一つの課題だと思っていますので、なるべく多くの方に参加いただけるようなやり方に変えていきたい、工夫していきたいと思っております。

マスコミとの意見交換会につきましては、正直言って2つの性格をあわせ持っている部分がございます、専門的な知識を得ていただくという部分と、実際に意見交換を踏まえて記事を書いていただくということの2つの目的を持っております。

カフェインにつきましては、例えば16ページのところを先ほど説明させていただきましたけれども、ここにカフェインの摂り過ぎが気になる等の記事を書いていただいておりますので、ここは書いていただく目的は達せられていると思っています。

ただ、今度は17ページに戻っていただきたいのですけれども、そのときの理解度は前より落ちております。両方の目的を達成することが一番良いわけですので、引き続きよりよい形にしていきたいと考えております。

○川西座長 ということで、まだ私はこういうことを言いたかったとかいう方がおられて、これだけ言わないと気が済まないというのがあれば1つどうぞ。

○両澤専門委員 申しわけございません。あと戦略的なリスクコミュニケーションのどこ

ろで、リスク評価がどれだけの試験と研究と文献をもってなされるのかということをごきちんとしていく必要があるかなと思います。一般消費者は隣の方の言うことも、一研究者の一仮説的な研究も、食品安全委員会が出されるリスク評価もみんな同じようなものだと思いますので、そこら辺のところをごきちんとしていく必要があるかなと思います。

以上です。

○川西座長 とても難しい要望のように聞いたのですが、多分心がけていくということなのかと思います。

今日のこれは今の実施状況の中間報告ということですので、またこれは言いたかったということがあれば、今後の委員会の中でおっしゃっていただきたいと思います。

それぞれ御意見をいただいた中では、今の運営計画、リスクコミュニケーション等々に関して決定的にこれはまずいよねという意見はなかったと私は思います。プラスアルファでこうしたら、ああしたらという御意見を多々承りましたので、そのあたりを参考にして、今これはあくまで中間報告ですので、今年度引き続き委員会の運営に取り組んでいただければと思います。

ということで、この議題はこれで終了させていただいて、もう一つ、重要な議題が残っておりますので、ここで10分間休憩をとりたいと思います。あの時計で4時08分から再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○川西座長 そろそろ議事を再開させていただければと思います。

それでは、先ほど長田専門委員が所用があって帰られて、松本専門委員がその前に帰られていますけれども、再開させていただきます。

それでは、議事次第でいきますと5番目、平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定についてということで、この審議を行います。

まず事務局から資料の説明をお願いします。

○松原総務課長 事務局総務課でございます。

資料3-1から3-5までに基づき、御説明申し上げます。

当課から概略を申し上げた後、詳細については、情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

資料3-1、3-2及び3-3については、6月の企画等専門調査会においてお示したものでございます。

資料3-1に掲げられているとおり、これまで提案の募集を実施するとともに、頂いた

提案の整理を行いました。

本日、絞り込みを行っていただき、次回に会合、先ほど申し上げたとおり、1月29日に開催される予定でございますけれども、それまでに専門調査会としての取扱いを決定いただければと考えてございます。

この取扱いでございますが、必ずしも関係各大臣から意見を聴かれた場合と同等の評価を行ういわば狭義の「自ら評価」を行う案件の候補とすることに限られるわけではなく、例えばファクトシートを作成する案件の候補とすること、積極的に情報の収集、提供等を行う案件の候補とすることなども含まれます。

1月29日の会合までに取扱いを決定いただいた後、食品安全委員会に報告した上で、いわゆる狭義の「自ら評価」を行う案件の候補とされたものについては、意見等の募集を実施し、その結果を踏まえて食品安全委員会の会合において最終的な決定を行っていただくこととなります。

資料3-2は、狭義の「自ら評価」を行う候補の選定を行う考え方でございます。

科学的知見の充足状況等にも配慮しつつ、「健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。」又は「健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。」のいずれかに該当するものの中から選定することとされております。

資料3-3は、企画等専門調査会に提出する資料に関する委員会決定でございます。

これを踏まえて後ほど、情報・勧告広報課から御説明する資料3-6が作成されてございます。

資料3-4は最近の実施状況を掲げてございます。

先ほど申し上げたとおり、鉛、アルミニウム及びアレルギー物質について実施中であり、フモニシンについては終了いたしました。

資料3-5は、先ほど申し上げた提案があった案件について掲げたものでございます。提案は3件ございました。

ただし、先ほど申し上げた考え方等を勘案しますと、事務局としては、今のところ、狭義の「自ら評価」の対象として適切であるものは見当たらないのではないかと考えてございますけれども、情報・勧告広報課からの御説明の後、また調査審議いただければと思います。

なお、従来、御審議については先ほど申し上げた考え方に加え、AからCまでの評価中又は評価済みのものと重複していないか、真に食品に関する問題か、真にリスク評価に関する問題かなどの点についても留意しながら行っていただいているところでございます。

それでは、詳細については情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

○川西座長 ちょっと、ここで私のほうから追加説明させていただいてよろしいでしょう

か。恐らく今回メンバーが変わりましたから、新たに加わった委員には今の状況がよくわからないと思われているのではないかと思うので、簡単に追加説明させていただきます。「自ら評価」というのは私の理解ですと、食品安全委員会で専門家の中で個別の担当調査会でリスク評価をいろいろしているというものと別に、ここの委員会の皆様は、どちらかというと消費者の方とか、生産者の方とか、必ずしもリスク評価の専門家でない方が多く集まっているこの企画等専門調査会で、普通の日線考えたときに食品安全委員会でリスク評価をする課題ってどういうものがあるだろうかということを選定して、それで食品安全委員会の専門家の方々に評価をしていただく課題を選定するという事で、実は4年前に私がここにかかわったときは、まさに専門家が行うリスク評価の対象を選ぶだけの目的で審議をしていました。

ただ、先ほどまさに両澤先生がおっしゃったように、リスク評価を専門家がするには相当程度のデータの蓄積がある課題でないと選べない。だけれども、普通の人の目線からしたらこういう問題もあるよね、ああいう問題もあるよねということがあったので、資料3-1でここの2月のところで書いてありますけれども、「自ら評価」案件候補として決定。これはまさにリスク評価を行う課題のことを言って、それ以外にもファクトシートという、これはホームページを見ていただくとわかりますが、こういうことがあるよねというファクトシートを作成していただく。これも専門家をお願いする形になるのでしょうかけれども、リスク評価までいなくてもファクトシートを作成する課題候補として選定ということ。

もう一つは、まだリスク評価する段階ではないけれども、情報収集とか情報提供等を行うような案件としての候補。あとは情報収集をとにかくまずやってみたらという、こういう幾つかのカテゴリでこの委員会で課題を選定しようということ。今の段階はもう既にその課題を公募して、その応募されている課題が既に来ている段階です。ですから本来でしたら公募する段階からメンバーが変わっていれば、よりわかりやすいのですけれども、いろいろな兼ね合いで今の段階は既に公募をして、その応募が出てきているところであって、今、課長から全体的な説明で、次は応募されてきた課題に関して個別の説明を事務局からしていただいて、周期としてはあまり適当ではないのですけれども、これからそれぞれの課題を今の幾つかのカテゴリの中でどれに入るのだろうか。その前に課長から今回はあまりいい課題がないねというようなコメントがございましたが、それはともかく、それぞれの課題に関してこれから追加で説明していただくということ。よろしいですか。ということでお願いします。

○箆島情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課でございます。

資料3-6をお開きいただけますでしょうか。これに基づきまして説明をさせていただきます。

現時点で案件候補につきましては3件出ておりますので、3件説明をさせていただきます。

まず1番目でございます。動物用医薬品の分野から、ここは食品安全委員会の専門調査会の専門委員からの御提案ということで、(4) 危害要因等にありますように、残留ネオマイシン摂食による過敏症誘発リスクについて御提案いただいております。要請内容が(5) でございます、ネオマイシンなどのアミノグリコシド系の抗生物質は、家畜の細菌感染症の治療薬として汎用されているのですが、畜産物中の残留物質の摂取による過敏症についての懸念があるのではないかとということから、案件候補としてはどうかという御提案をいただいております。

(6) が危害要因に関する情報ということで、このようにいろいろ挙げられているところでございます。

今度は(9) 食品健康影響評価の関係でございますけれども、現在、食品安全委員会は厚生労働省からネオマイシンにつきまして評価要請を受けて、評価中でございます。この状況でございますけれども、本年1月23日の肥料・飼料等専門調査会に評価書案が提示、議論され、現在、文言等の調整中という状況でございます。

実はこの専門調査会には本件御提案の専門委員も御参画されています。評価書案には御提案のネオマイシンと過敏症との関係の記述も含まれておりまして、まだ案段階なのですが、ネオマイシンが残留した食品の経口摂取等によるアレルギー反応や過敏症の報告は確認されていないとされておりまして、この記述につきましては本件御提案の専門委員も御了承されていると伺っております。

専門調査会での評価書案が審議中であることを鑑みますと、本件につきましては資料3-5、先ほどのA4縦の資料を見ていただきますと「A 現在評価中又は評価済みのもの」に該当するのではないかと考えております。

資料3-6に戻っていただきまして、もう少し説明させていただきますと、参考情報としまして(10) にリスク管理措置の状況、過去の調査審議の部分として抗生物質というのがあったということを記載させていただいております。(11) につきましては23年度に抗生物質ということで評価してはどうかということをお願いしたわけでございますけれども、範囲が特定されていない状況があったことと、個別に抗生物質については評価が実施あるいは実施中であったということから、「自ら評価」候補から除外された、外された経緯があるものでございます。これがまず1番目の説明でございます。

続きまして1枚おめくりいただきまして、2ページ目、2番目は微生物・ウイルス関係でございます。これは一般の方からの御提案でございます、(4) の危害要因等はウエルシュ菌でございます。

要請内容ですけれども、読み上げさせていただきますと、最近マスコミでの報道やインターネットでカレーが危険というような報道が多く見られるようになった。原因、問題点と対策をわかりやすく、正しい保存の仕方などを広く国民に知らせる必要があることから評価を要請するというものでございます。

(6) に危害要因に関する情報ということで、厚生労働省による食中毒の発生状況がこ

ここに示されているところでございます。

これにつきまして(9)の食品健康影響評価はまだなされていませんし、(10)リスク管理措置等ですが農水省でリスクプロファイルが出されています。(11)の過去の調査審議にですが、食品安全委員会としてファクトシート「ウエルシュ菌食中毒」を作成し、これを公表するとともに、これに基づきつつFacebook等で情報発信等を行っている状況にございます。今年ですと3月と5月にFacebookで情報発信を行っているところでございます。

これについて、事務局としての考え方でございますけれども、ウエルシュ菌による食中毒事案につきましては、大量の食事を取り扱う給食施設や仕出屋弁当、旅館、学校、飲食店というような場所での食中毒が多くなっておりまして、家庭での食中毒というのは比較的少ない、あまり見られない、そういう特徴を持っている菌だと理解しております。一般に食中毒予防のためには3原則の遵守でありますとか、衛生管理に対する注意喚起が重要となってくるのですけれども、ウエルシュ菌の場合には特に大量調理する施設での衛生管理の措置の徹底というものが求められる、極めて重要なものになってくるかと思っております。その意味では、本件は衛生管理措置の問題でありまして、先ほどの指標でいきますと「C リスク評価の問題ではないもの」に該当するのではないかと考えているところでございます。

ウエルシュ菌につきまして、説明は以上でございます。

続きまして、最後の案件でございます。3番目、微生物・ウイルスの分野でございます。ここも専門委員からの御提案でございます。(4)危害要因等でございますけれども、アレルギー疾患患者における食品有害微生物のリスク評価でございます。

(5)の要請内容でございますが、かなり長いので、その説明は割愛させていただきます。(6)危害要因に関する情報のところを見ていただけますでしょうか。アレルギー疾患やアトピー素因を持つ宿主における食中毒細菌に対するリスクに関する文献はほとんどない。我々はアトピー性皮膚炎を自然発症するアトピーマウス、これは、特別なマウスでございますけれども、それにリステリア菌を感染させた場合、これらのマウスが他の近交系マウスに比べまして著しく感受性が高いことを示唆する結果を得ている。このことから案件候補としてはどうかというお話をいただいているところでございます。

(9)の食品健康影響評価につきましては、アレルゲンを含む食品に関する表示については、平成27年度「自ら評価」案件と決定し、科学的検証を実施しているところでございます。

(11)の過去の調査審議の関係で申しますと、アレルギー関係としましては24年度、26年度、27年度で御提案いただいております。27年度の御提案を踏まえまして(9)に戻るのでございますけれども、「自ら評価」案件ということで科学的検証を実施し、ワーキンググループを設置しているという状況にございます。

本件についての事務局の考え方でございますけれども、ここはこれまでの食品中のアレルゲンと御提案いただいたものと異なりまして、特殊なマウスを使って行った実験から得

られた結果から推測しますと、アレルギー疾患患者がリステリア菌に感染した場合、健常者より少ない菌量で発症、重症化するおそれがあるのではないかというお話だと思うのですが、ここの根拠についていろいろ確認させていただきますと、論文化がまだされていないということもございまして、科学的根拠が必ずしもまだ十分ではないのではないかとこの点がございまして、それを別にしましてもアレルギー性疾患という特殊疾患をお持ちの方がリステリア菌に感染した際の話、つまり感染症の話とも考えられますので、これは指標でいきますと「B 食品の問題ではないもの」に該当するのではないかと考えております。

簡単ではございますが、以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○川西座長 ありがとうございます。

ということで実は私が過去これにかかわった何回かの中で今年は非常に応募が少なく、あれっと思うくらいの感じの印象を実は持っているわけなのですが、選定に関しては相対評価ではなくて絶対評価でリスク評価すべき課題や、そこまではいっていないけれども、将来的なリスク評価に備えていろいろ準備しておくべきとか、いろいろな段階の仕分けがあるかと思いますが、いずれにしても今、公募で応募されてきた課題がこの3つということですので、最終的にもし取り上げるとしても、多少モディファイはきっとこの委員会がしてもいいのだろうなどは思っていますが、いずれにしても今の段階で3つの提案というか、これについて事務局が整理していただいたということについて、質問あるいはコメントがございましたらどうぞ。3つしかありませんから、どの課題についても御自由に御意見をいただきたいと思っております。どうぞ。

○大澤専門委員 まず1つ。個別の案件の1番のネオマイシンの件についてです。先ほど御説明があった中で、ネオマイシンについては現在評価中であって、それについて出てくる文書が要請内容に対しての返答が入るようになっていくということなので、そのような内容であればAでよろしいかと思っております。資料の危害要因の情報のところで、ネオマイシンに関するリスク評価レポートが、オーストラリアとWHOから出ていますとありますが、そこでの内容も食品安全委員会で、出てくる結果と同じような内容で評価されているのですか。この部分だけ御質問です。

○川西座長 いかがでしょうか。今すぐ回答は出てきますか。大体これは3回ぐらい審議して決めていますかね。今回は1回目なので、今のは宿題として次回お答えいただくということで。

2つ目どうぞ。

○大澤専門委員 その次のウェルシュ菌です。これは以前もあったと思う分類の事なので、

先ほどご説明があったように私もCが良いと思います。これは取扱いの仕方や、調理の仕方という、食品を取り扱う上での菌の予防とかの分類だと思います。今あるプロファイルだったりファクトシートの部分は、科学的なことだと理解していますが、それが民間で取り扱われるときに、こういうウェルシュ菌のリスクがあるから食材の取扱いは、こうしましょうという事を、より平易にわかりやすく広く知らしめるにはどうしたら良いかというのを考えた方が、良い案件なのかなと思います。

あと最後に、これもすぐ出てこないかもしれませんが。一番最後のアレルギーのお話ですが、先ほどの、御説明通りBだと私も思います。この様な関連は、アレルギーではない違う疾病の方も違う食中毒に多くかかってしまうとか、そういう知見や情報が他にもあったりするものなのかという情報はお持ちなのかということだけ、御質問です。

○川西座長 いかがでしょうか。

○箴島情報・勧告広報課長 まずウェルシュ菌につきましては、御指摘のとおりだと思っております。私どももFacebookを通じまして、例えばカレーの再加熱は十分に行ってくださいとか、加熱する際に気をつけなければいけない点はどういうことなのかみたいなどころについて、情報提供しておりますけれども、いろいろな機関がこういう形で情報提供していくというのが大事だとは認識しております。

3番目の話でございますけれども、本件についてはまだ論文化されておらず、基本的なデータの部分だけ、表だけになっておりまして、その内容がアトピー性皮膚炎を自然発症するマウスにリステリア菌を投与した結果、感受性が高いという結果が読み取れるとなっているものですから、それ以外の食中毒菌についてどうかというデータは、私どもは有しておりません。

○川西座長 多分この最後のは恐らく、提案者はこれに特化した提案として広くいろいろな患者さんにおける食品有害微生物のリスクということではなくて、アレルギー疾患患者、しかもこの提案者がモデルとして、モデル動物で経験した結果に基づいた提案という非常に狭い提案ですよね。恐らくは。

どうぞ。

○鬼武専門委員 多分、事務局の方は3件が候補として挙がらないからあまりお調べになっていないと思います。ネオマイシンを私も素人なりに調べたのですが、危害に関する情報のところでWHOは毒性的なモノグラフなどはもう少し新しいものがありますから、このテクニカルレポートシリーズの911の後に918というものが既に出ていますし、毒性モノグラフ自体、フードアディティブシリーズの51というもので既に発行されていて、ネットで見ることができます。その中で指摘されていることは書かれておらず、MRLの設定はこ

のとおり必要な食品カテゴリーに残留基準値は設定されていますし、それに基づいてTMDI自体は83%と、ADI比少し高いのは事実であります、100%以内に収まっています。

実際に日本の使用実態というのがあまりわからなかったのですけれども、残留実態ということで厚労省と東京都の資料をウェブサイト上で検索しましたが、ネオマイシンを含むアミノグリコシド系の違反率の件数というのは多くはなかったということと、過去の自治体とか検疫所を見ても1件だけ、38ppmのジヒドロストレプトマイシンというのが畜産物から平成22年に出たということで、日本国内でアーカイブで東京都の調査をしているものも平成24年から27年度を見ましたけれども、アミノグリコシド系の抗生物質は検出されていないという状況で、日本の残留実態は食用動物からは当該物質は多くは検出されていない。一方でアメリカのほうは2015年と2016年のモニタリングのデータでは、確かに残留値は高いというのは事実であったということは発見できました。

以上、ネオマイシンに関する情報です。

○川西座長 貴重な情報をありがとうございます。

どうぞ。

○神村専門委員 同じネオマイシンのことについてなのですけれども、ここで提案者が取り上げているのは過敏症に関することなので、万一の残留基準値内でも過敏症の発症はないとは完全には言い切れないということがあります。ただ、日本ではこういう農薬関連、抗生物質なども動物に投与する場合にポジティブリスト上の基準をちゃんと設けておいて、それを守っていただいている限りには残留基準値を超えないという安心な情報もある程度伝えていただかなければ、今、鬼武専門委員がおっしゃったような、日本ではほとんど検出されていないけれども、米国では大変高い割合でという情報が欲しいのであって、提案者のおっしゃるようなアレルギーについてということは、この場では取り上げにくい話ではないかと思えます。

○川西座長 ありがとうございます。アレルギーとしてのリスク評価は多分、難しいだろう。

ほかに、どうぞ。

○戸部専門委員 直接この案件候補にするかどうかという話ではないのですが、私の理解が間違っているのかもしれないのですけれども、1番目のところで、これは既に専門調査会で評価中。この提案をなされたのはその専門調査会に出ている委員ということでした。となると食品安全委員会の専門調査会が行うリスク評価と「自ら評価」の関係とか、もしこの出席されている専門委員がここに書かれているようなことを懸念されるのであれば、そういうことはその専門調査会で議論する話なのかなと思ったのですが、そ

れはどうなのでしょう。

○吉岡評価第二課長 これは肥料・飼料等専門調査会、抗菌性物質なのでそちらでやっているのですけれども、ネオマイシンそのものについての評価ということでございますので、この専門委員の方がおっしゃっているのは摂食による過敏症の発生ということで、食品経由でどうこうということとは多分少し違う趣旨のことをおっしゃっているのではないかと思います。そういうことについてネオマイシンの評価書の中にどう書くかというのは、今まさに最終調整をしているところでございますので、御指摘のとおりかと思えます。

○春名専門委員 ネオマイシンの件でございますが、ネオマイシンの食品中の残留基準値で哺乳類だけになっているのです。哺乳類は比較的食肉衛生検査所で随時チェックしているのですけれども、鶏を含めて家禽類が抜けているのですが、何か理由はございますか。

○箴島情報・勧告広報課長 確認させてください。

○川西座長 それも宿題ということで。

ほかにございますか。この課題は重要だよという意見がないような気がしますが、このように問題を取り上げたら「自ら評価」とは言わないまでも、取り上げるというのはないのだろうかという感じでも結構です。

どうぞ。

○鬼武専門委員 多分、私も過去に企画等専門調査会で「自ら評価」ということで、ずっと平成23年から案件候補を見てきました。今、座長のおっしゃるように平成27年ぐらいから大分絞ってきて、過去を振り返ってみますと平成23年に186件出てきて、それから絞ってきています。平成24年は38件、平成25年は96件、平成26年は24件、平成27年が18件、平成28年が13件で、今年は僅か3件ということです。

私が1つ全体的に申し上げたいのは、今のフォローアップの仕方というか、それと目的をもう一度確認しないと多分これの議題について設定することは難しいのではないのでしょうか。事務局の方も既にそう思われているのかもしれませんが、先ほど座長がおっしゃいました個々の専門委員会として、企画等専門委員会としてリスク評価者の個別の案件以上にいろいろなテーマが出てきて、この間ではリスクプロファイルであったり情報提供があったと思うのですが、当初やはり安全性調査で足りないものとかそういうものが出てきたはずですから、少しずつ目的・考え方はそういう面ではシフトしてきていると思っていますので、繰り返しになりますけれども、全体として現在のアプローチの仕方を見直さないと、多分個別に例えば委員会から出てきたもの、外部から聞いたもの、モニターから聞いたもの、専門家から聞いたというのは個人でもいいわけですから、今の形で出てく

るのは当然だと思いますので、まずこのアプローチの仕方を見直さない限りは多分、来年以降も同じになるので、まずアプローチの仕方をまず変えていただきたいというのが1つ。

あと食品安全基本法の中では、第23条第2項で「自ら評価」という言葉がなっているのですけれども、もし座長がおっしゃるような情報が足りない部分についての情報提供をするのだったら、「自ら評価」という名前自体もあまり法律上は使わざるを得ないでしょうけれども、私は好ましくない、もしくは食品安全委員会全体としてリスク評価の中で現在、食品安全健康調査でありますとか、いろいろな調査をしていって、そこから漏れていてさらに必要なものをリストアップするとか、そういう形で毎年現行の手続に基づいて新しく課題をリストアップするというよりも、そういう形で断続的に必要とされる案件についてリストアップする方法など、やり直しをしたほうがいいかなと思ひまして、そのためには先ほど言いましたデルファイ法のデルファイメソッドによってEFSAがやっていることとか、もしくは今年はEFSAのリスクアナリシスでEUがドラフトでRISK ASSESSMENT AGENDA CONCEPT PAPERというものが出ていました。そこには4つの分野で今後どういう分野かということで微生物的危害の問題と科学的被害と栄養と4つの分野とか、はっきりプライオリティーとかいろいろ書かれていて、それは多分専門家で聞いて今後どうやるというコンセプトペーパーが出ていますので、そういうことで調査するとか、食品安全委員会が毎年手続きにそって意見を収集して必要とする案件を決定するやり方というのは限界ではないでしょうか。むしろこれの手法をずっとやってきて案件となる候補を絞ってきたのですけれども、1つはもう一回繰り返しになります、目的を再度全体で確認すること、従来の手続きを見直し、例えば手法をEUのやり方みたいな形で本当に専門家のところに聞いて、この中でプライオリティーを毎年決めてやるのか。研究的なものをやるのか、その2つから全体をぜひ見直していただければなと思ひます。個別の案件事態についてよりも、案件の絞り込みや本課題の目的規定について意見をした次第です。

以上です。

○川西座長 貴重な意見ありがとうございます。

そのあたり事務局はいかがですか。

○松原総務課長 委員会決定との関係等もありますが、検討したいと思います。

○川西座長 多分、今回の3件も提案していただいた方にとってはちゃんと提案していただいているわけなので、それに関してはきちんとこの委員会の審議結果は詰めておく必要はあろうかと思ひます。

私も今回の応募課題を見て、ちょっと同じ方法で来年もやるのはどうかなと疑問に思う部分はありますので、今回の3件は3件で肅々と結論を出して、次回なり次々回なりで少し同じことを繰り返すのか、繰り返して出てくるのかということあたりを少し事務局にも

事前に多少整理していただいて、次の公募のときの形は何らかの工夫をしないと一緒なことになるのかなと思います。それは全く鬼武専門委員と同じ印象を持ちました。

その点は事務局も気にとめていただいて、その上でこの3件について追加的に何か、こういうアプローチというか、このように取り上げる。ここの委員会として「自ら評価」、ちょっと「自ら評価」の案件というのを、過去ここ4年ぐらいでカテゴリを拡大したわけですが、その拡大したことを当てはめることを考えた上で、この3件はそれでも情報収集にも該当しないのか。それはそれで1つの結論かと思えますけれども、そのあたりに関しての御意見はいかがでしょう。今のところ言っておきたいことはございますか。積極的に今、そういうアイデアでやると取り上げられるよねということも提案がないような気がしますけれども、いずれにしても今日は結論を下さずに、宿題が少し残っておりますので、それも含めて次回、最終的にこの3つをどのように結論を出すかということもさせていただくとして、今の段階で言っておきたいことはございますか。特にありませんか。

では、今日のところはそういうことで、次回はまだ事務局から回答をいただいている回答をいただくと同時に、この3つをどうするかということも審議させていただいて、その先のことも時間的な余裕があったら、先のこととか、その翌年とか、「自ら評価」というものの公募をどのような工夫をしていくのかということも含めて、少し時間があれば議論する形かなと思いましたが、そんなところで事務局もよろしいですか。

○松原総務課長 承知しました。

○川西座長 では、そんな形にしたいと思います。

ということで、予定された議事としてはひと通り終わりましたけれども、委員の先生方から何か新任の方も含めて言っておきたいことはございますか。なければ、事務局からその他、何かお伝えしたいこと等々ございますでしょうか。

○松原総務課長 次回の企画等専門調査会は1月29日、月曜日を予定してございます。今回、御議論いただきました「自ら評価」に加えまして、来年度の食品安全委員会の運営計画、今年度の緊急時対応訓練の結果及び来年度の緊急時対応訓練の計画について御議論いただけたらと考えてございます。

以上です。

○川西座長 それでは、以上をもちまして第22回「企画等専門調査会」を閉会したいと思います。どうもありがとうございます。